

設置の趣旨等を記載した書類（資料）

目 次

資料 1	弘前大学大学院教育学研究科 教職実践専攻（教職大学院）の概要	1
資料 2	弘前大学大学院教育学研究科の改組計画	1
資料 3	教育学研究科教職実践専攻の構想図	2
資料 4	弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻における ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー	3
資料 5	教育学研究科教職実践専攻のカリキュラム体系	4
資料 6	教育学研究科教職実践専攻の 2 年間の学びの体系	5
資料 7	専任教員の授業科目一覧	9
資料 8－1	教職実践専攻実務家専任教員選考基準	1 4
資料 8－2	教職実践専攻研究者専任教員選考基準	1 6
資料 9	国立大学法人弘前大学職員就業規則 [抜粋]	1 8
資料 1 0	履修モデル	1 9
資料 1 1	弘前大学教育学部研究倫理に関する要項	2 3
資料 1 2	教職大学院院生室見取図	2 4
資料 1 3	認証評価を確実に受けることの証明	2 5
資料 1 4	連携協定書	2 6
資料 1 5	実習モデルケース	3 5
資料 1 6	実習担当教員の勤務モデル	3 7
資料 1 7	時間割表	4 4

弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻【教職大学院】の概要

設置の目的

青森県が直面している教育課題に対して、理論と実践との往還・融合を通じた省察をもとに、学校内外の専門家と協働しながら、その解決に向けた教育実践を創造しリードしていく教員を養成する。

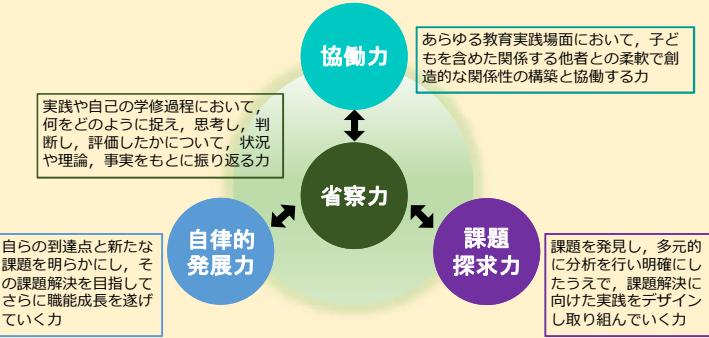
専攻の概要

- 課程：専門職学位課程
- 修業年限：2年
- 学位：教職修士（専門職）
- 入学定員：16名（現職教員8名程度、学部卒8名程度）

【教育現場のニーズに対応したコース設定】

コース	対象	教員像
ミドルリーダー養成	原則として青森県教育委員会が派遣予定の公立学校教員	校内研修、地域連携、教材開発などの課題に、他者とともに創造的に取り組むうえで中心となるミドルリーダー
教育実践開発	4年制大学を卒業もしくは3月末までに卒業見込みで、教員免許状を取得もしくは3月末までに取得見込みの者	教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員

【いま、教員に求められる4つの力】



【4つの力を養成し教育課題を解決に導く教育課程】

- 「基礎科目」「独自テーマ科目」「発展科目」「教育実践研究科目」「実習科目」からなる＜理論と実践の往還・融合＞を担保するカリキュラム編成
- 「独自テーマ科目」として、青森県から要望のあった環境教育、健康教育の科目を開設
- 「教育実践研究科目」「実習科目」は、＜理論と実践の往還・融合＞をより確かにするものとして関連性を持たせ、附属学校園や連携協力校、現任校などでの実習を通して教育課題の追究・解決・検証を実践的に行う
- 学校課題や教育課題に対応できる実践力を身に付けるための学校・教育関係施設での実習
- 教科科目については、兼任教員により全教科、科種への対応
- 青森県総合学校教育センターにおける研修の企画運営や弘前市教育センターにおける長期研修参加等による仮説形成

【教育成果の還元による青森県教育力の向上】

■ 教育成果の波及

- 青森県教育課題に対し「新しい学び」をデザインできる教員の養成・育成ができる
- 校内研修の企画担当や指導主事として学校や教育委員会で活躍する人材育成ができる
- 青森県独自の教職生活全体を学び続ける教員のためのキャリアプランが提供できる

青森県の今と未来をつくる子ども達を支える
教員の資質・能力の持続可能な向上

■ 教職大学院の教育力を地域へ還元する連携協働システム

県教育委員会との連携・協働により、教職生活全体を通じた職能成長の実現

- 青森県の未来をつくる子ども達を支える教員の資質・能力の持続可能な向上
- 教職大学院の教育力を現職教員の研修を通して各地域へ還元



【学校教育が直面する課題への対応するための運営体制】

① 教育課題を解決するプログラムの展開

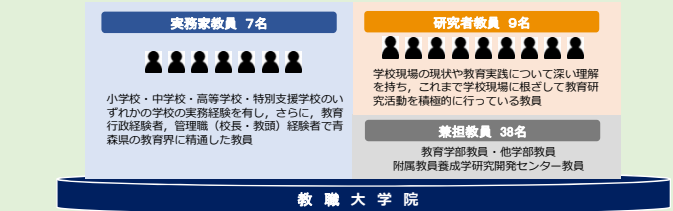
全国的には	青森県では
学習意欲や自己肯定感の低さ	豊かな自然を活かした環境教育
特別な教育的ニーズ、社会経済的困難を抱える子どもの増加	短命県返上を念頭にいた健康教育
学力の格差、人間関係形成力や健康面の不安への対応	インクルーシブ教育の総合的な取り組み



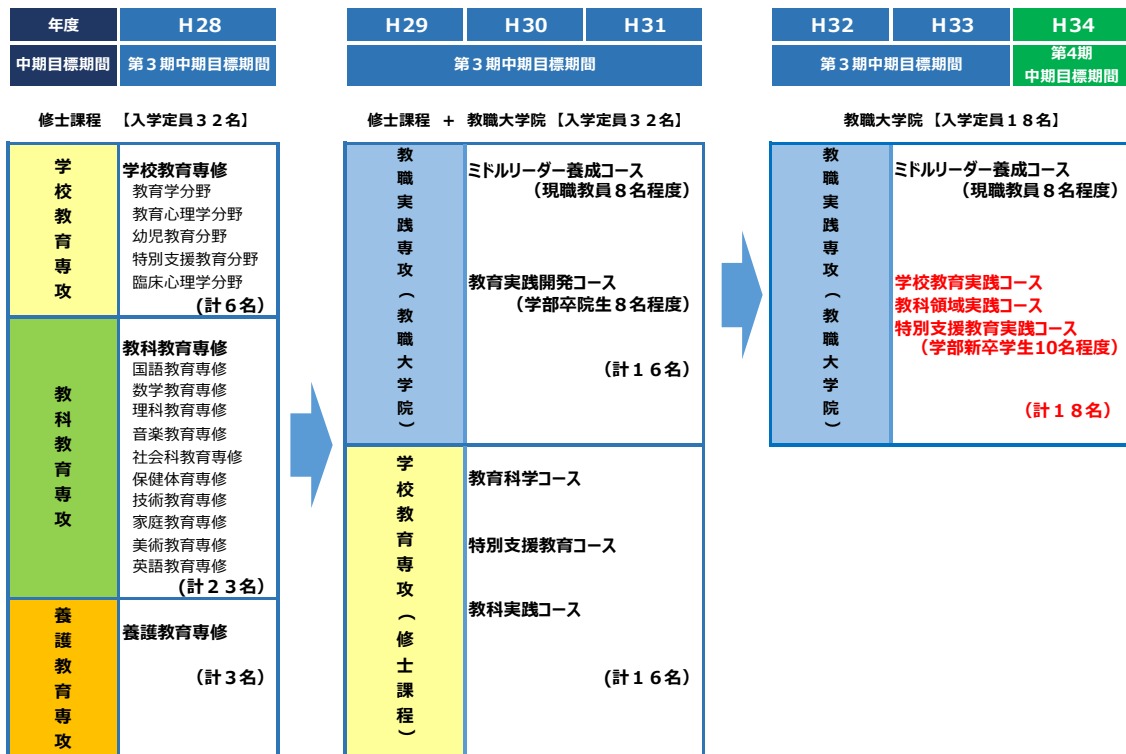
② プロフェッショナルチームを拓く協働的な運営体制



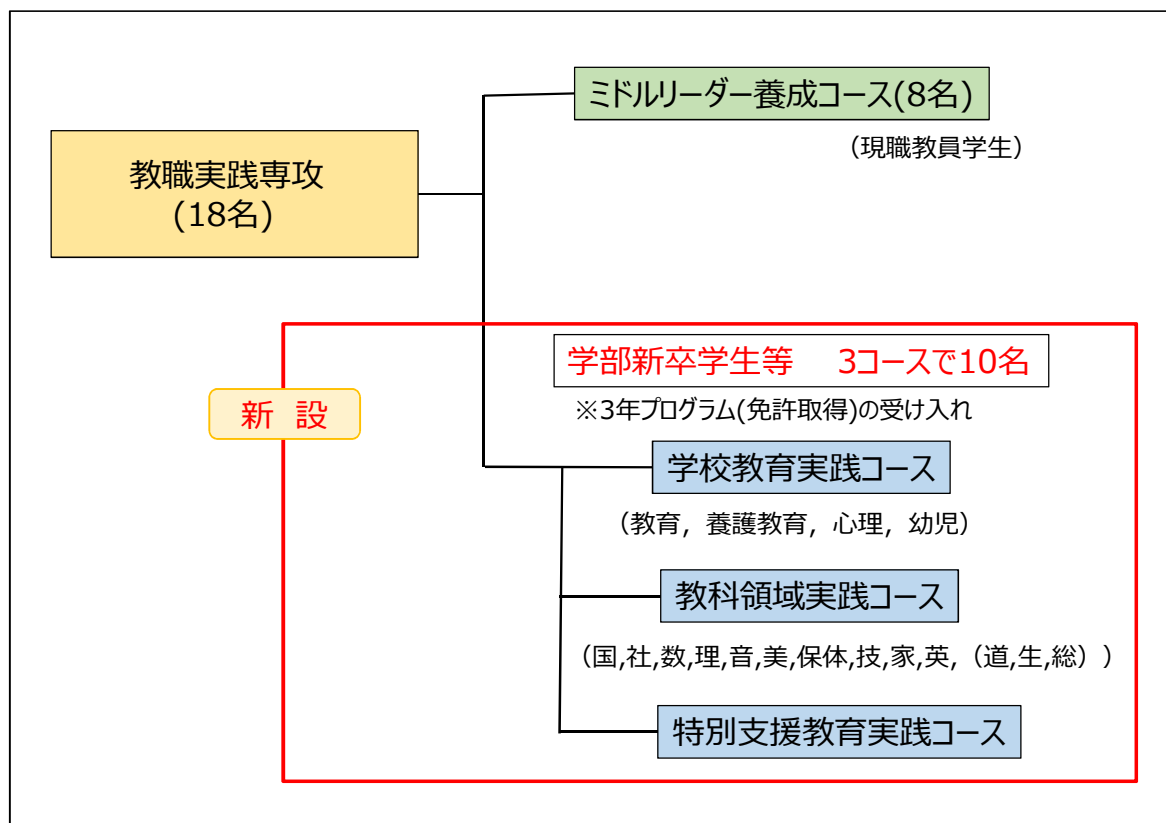
③ 18名の専任教員による充実した教育指導体制



弘前大学大学院教育学研究科の改組計画



教育学研究科教職実践専攻 構想図



教育学研究科教職実践専攻における ディプロマポリシー(DP)・カリキュラムポリシー(CP)・アドミッションポリシー(AP)

		ミドルリーダー養成コース	学校教育実践コース	教科領域実践コース	特別支援教育実践コース
DP		校内研修、地域連携、教材開発などの課題に、中心となって他者と共に創造的に取り組むことができるミドルリーダー教員に対して教職修士（専門職）の学位を授与する。 具体的には、次の力を有することを学位取得の要件とする。 より高度な専門性に支えられた「自律的発展力」と、学校内外の多様な人々との連携・協働を視野に収めた「協働力」とに基づき、理論と実践の往還・融合を通じた実践的・批判的省察（省察力）を通して、ミドルリーダーとして学校現場が抱える課題の解決を先導していく力（課題探究力）を身につけていること。	教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員に対して教職修士（専門職）の学位を授与する。 具体的には、次の力を有することを学位取得の要件とする。 学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての確かな専門性に支えられた「自律的発展力」と、教育実践に関わる人々と連携・協働していく「協働力」に基づき、理論と実践の往還・融合を通じた技術的・実践的省察（省察力）を通して、自らの教育実践上の課題を解決しようとする力（課題探究力）を身につけていること。	教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員に対して教職修士（専門職）の学位を授与する。 具体的には、次の力を有することを学位取得の要件とする。 教科領域教育についての確かな専門性に支えられた「自律的発展力」と、教育実践に関わる人々と連携・協働していく「協働力」に基づき、理論と実践の往還・融合を通じた技術的・実践的省察（省察力）を通して、自らの教育実践上の課題を解決しようとする力（課題探究力）を身につけていること。	教育課題に対応するための理論と事実に基づいた確かな実践力・省察力を持つ若手教員に対して教職修士（専門職）の学位を授与する。 具体的には、次の力を有することを学位取得の要件とする。 特別支援教育とインクルーシブ教育システムについての確かな専門性に支えられた「自律的発展力」と、教育実践に関わる人々と連携・協働していく「協働力」に基づき、理論と実践の往還・融合を通じた技術的・実践的省察（省察力）を通して、自らの教育実践上の課題を解決しようとする力（課題探究力）を身につけていること。
CP	基礎科目群	現代的な教育課題とその課題に直結する教育理論と実践的な方法について網羅的に学ぶことを通じて、自律的発展の基礎となる「見通す力」の育成を第一義的な目的とするものである。また全コースの院生が履修することを通じて、経験や立場が異なる者同士の協働する力の育成にも力点をおくものである。			
	独自科目群	地域教育課題の解決に必要な知識とその実践方法について理論的に学ぶことを目的としている。そこでは「課題探究力」の基礎的知見を学ぶとともに、教育・学校以外の人々の知見を得ることを通じて「協働力」の基礎的素養を得ることも目指される。基礎科目群「教育における社会的包摂」も、この独自テーマ科目群の主旨に連なるものである。			
	発展科目群	基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、ミドルリーダーとして必要な能力を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。	基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)に必要な専門性を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。	基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、教科領域教育に必要な専門性を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。	基礎科目群における学びや実習の省察などを踏まえ、特別支援教育やインクルーシブ教育システムに必要な専門性を自ら高めていく「自律的発展力」の育成を主たる目的とするものである。
	実習科目群	学校現場などでの、研修会への参画・教育実践・助言指導活動を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づけるものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指される。	学校現場での教育実践を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づけるものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指される。	学校現場での教育実践を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づけるものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指される。	特別支援教育やインクルーシブ教育システムにおける教育実践を通じて、自らの「課題探究力」の向上を図ることを目的とするものである。また、各実習の事中・事後指導は、教育実践そのものについての「省察力」の向上の場として位置づけるものである。なお、学校現場における教育実践においては、他の教職員や子ども・保護者・地域等との協働が不可欠となるため、「協働力」の育成も目指される。
	教育実践研究科目群	解決すべき課題の発見、仮説の生成、実践及びその検証を通じた「課題探究力」の向上とを目指すものである。特に、この教育実践研究科目群においては、課題探究に即した実践の省察が求められるが、その省察を通じて自らの到達点と課題を見出し、その課題解決に向けてさらに自身を高めていく「自律的発展力」の向上も目指される。なお、「教育実践研究法」はそうした「課題探究力」の基礎的知識・技能を得ることを目的とするものである。	解決すべき課題の発見、仮説の生成、実践及びその検証を通じた「課題探究力」の向上と、理論と実践との往還・融合を通じた「省察力」の向上とを目指すものである。特に、この教育実践研究科目群においては、課題探究に即した実践の省察が求められるが、その省察を通じて自らの到達点と課題を見出し、その課題解決に向けてさらに自身を高めていく「自律的発展力」の向上も目指される。なお、「教育実践研究法」はそうした「課題探究力」の基礎的知識・技能を得ることを目的とするものである。	解決すべき課題の発見、仮説の生成、実践及びその検証を通じた「課題探究力」の向上と、理論と実践との往還・融合を通じた「省察力」の向上とを目指すものである。特に、この教育実践研究科目群においては、課題探究に即した実践の省察が求められるが、その省察を通じて自らの到達点と課題を見出し、その課題解決に向けてさらに自身を高めていく「自律的発展力」の向上も目指される。なお、「教育実践研究法」はそうした「課題探究力」の基礎的知識・技能を得ることを目的とするものである。	解決すべき課題の発見、仮説の生成、実践及びその検証を通じた「課題探究力」の向上と、理論と実践との往還・融合を通じた「省察力」の向上とを目指すものである。特に、この特別支援教育実践研究科目においては、特別支援教育やインクルーシブ教育システムにおける課題探究に即した実践の省察が求められるが、その省察を通じて自らの到達点と課題を見出し、その課題解決に向けてさらに自身を高めていく「自律的発展力」の向上も目指される。なお、「教育実践研究法」はそうした「課題探究力」の基礎的知識・技能を得ることを目的とするものである。
AP		一人の教員としての教育実践力及び学校現場が抱える教育課題についての多面的・多角的洞察する力を高めたいと考える者。 教員に求められるより高度な専門性を自律的に発展させ、学校組織の一員として学校内外の多様な人々・専門家と協働して、教育実践の充実に取り組む行動力の向上を目指したい者。 理論と実践の往還・融合を通じた実践的・批判的省察をもとに、学校現場が抱える課題の解決をミドルリーダーとして先導する意欲的である者。	教職に関する基本的知識・技能、及び学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)に関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者。 教員に求められる学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者。 理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの学校教育・教育方法・生徒指導・生徒理解及び教科外教育(幼児教育を含む)についての教育実践上の課題を	教職に関する基本的知識・技能、及び教科領域教育に関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者。 教員に求められる教科領域教育についての専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者。 理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの教科領域教育についての教育実践上の課題を解決しようとする意欲的である者。	教職に関する基本的知識・技能、及び特別支援教育及びインクルーシブ教育システムに関する現代的教育課題についての基本的洞察力を高めたいと考える者。 教員に求められる特別支援教育及びインクルーシブ教育システムにおける専門性を自律的に向上させるとともに、教育実践に関わる人々と協働して、教育実践を行っていく行動力の向上を目指したい者。 理論と実践の往還・融合を通じた技術的・批判的省察をもとに、自らの特別支援教育及びインクルーシブ教育システムにおける教育実践上の課題を解決しようとする意欲的である者。

教育学研究科教職実践専攻 カリキュラム体系



●基礎科目 必修18単位

①教育課程の編成・実施に関する領域	・教育課程編成をめぐる動向と課題★
②教科等の実践的な指導方法に関する領域	・教育課程の開発と実践★
③生徒指導、教育相談に関する領域	・学びの様式と授業づくり★
④学級経営、学校経営に関する領域	・生徒指導の理論的視点と実践的視点★
⑤学校教育と教員の在り方に関する領域	・教育相談の理論と方法★
	・学校安全と危機管理★
	・教育経営の課題と実践★
	・教育における社会的包摂★
	・現代の学校と教員をめぐる動向と課題★

●独自テーマ科目 必修6単位

地域の教育課題の解決に必要な知識とその実践方法について理論的に学ぶ(県教委からの要望科目)

- ・あおもりの教育Ⅰ(環境)
- ・あおもりの教育Ⅱ(健康)
- ・インクルーシブ教育の理論と課題★

教育学研究科教職実践専攻 2年間の学びの体系

ミドルリーダー養成コース(小中高教諭専修免取得希望者)

勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員を養成

自律的発展力

省察力

課題探究力

協働力

2月「学習成果報告書」「教育実践研究発表会」での成果発表

2年次後期

実習ⅢA（課題検証）

- 1年次に形成した仮説を基に、勤務校や地域での課題を協働で解決するための方策（学校組織編成、研修会計画等）を実施
- 改善案の実践

教育実践研究Ⅳ

- 研究成果をまとめる

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,実習部会教員)

2年次前期

教育実践研究Ⅲ

- 省察を基に「実践→省察→仮説の修正と改善案の作成」といった探究的な研究活動が続ける

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,実習部会教員)

研究課題解決のための仮説形成

1年次後期

実習ⅡA（仮説形成）

- 自ら設定した研究課題を解決するための仮説の形成

教育実践研究Ⅱ

- 自らが参加した研修会についての事実の収集と省察をして仮説の洗練

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,実習部会教員)

研究課題の決定

1年次前期

実習ⅠA-1（課題把握）

実習ⅠA-2（課題把握）

- 観察で把握した課題+自らの問題意識

教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）

- 事実の収集の仕方+課題の把握の仕方
- 研究課題設定の仕方

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導(実習部会教員)

ミドルリーダー養成コース(特支教諭専修免取得希望者)
勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員を養成

自律的発展力

省察力

課題探究力

協働力

2月「学習成果報告書」「教育実践研究発表会」での成果発表

2
年
次
後
期

特支実習ⅢA（課題検証）

- 1年次に形成した仮説を基に、勤務校や地域での課題を協働で解決するための方策（学校組織編成、研修会計画等）を実施
- 改善案の実践

特支教育実践研究Ⅳ

- 研究成果をまとめる

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,実習部会教員)

特支教育実践研究Ⅲ

- 省察を基に「実践→省察→仮説の修正と改善案の作成」といった探究的な研究活動が続ける

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,実習部会教員)

2
年
次
前
期

研究課題解決のための仮説形成

特支実習ⅡA（仮説形成）

- 自ら設定した研究課題を解決するための仮説の形成

特支教育実践研究Ⅱ

- 自らが参加した研修会についての事実の収集と省察をして仮説の洗練

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,実習部会教員)

1
年
次
後
期

研究課題の決定

特支実習ⅠA-1（課題把握）

特支実習ⅠA-2（課題把握）

- 観察で把握した課題+自らの問題意識

特支教育実践研究Ⅰ（特支教育実践研究Ⅰ）

- 事実の収集の仕方+課題の把握の仕方
- 研究課題設定の仕方

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導(実習部会教員)

1
年
次
前
期

教科領域実践コース・学校教育実践コース

青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員を養成

自律的発展力

省察力

課題探究力

協働力

2月「学習成果報告書」「教育実践研究発表会」での成果発表

2
年
次
後
期

実習ⅣB（課題解決検証）

- 自ら設定した課題解決のために実践する

発展科目

教育実践研究Ⅳ

- 研究成果をまとめる

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,実習部会教員)

2
年
次
前
期

実習ⅢB（課題解決研究）

- 自ら発見した課題の解決のための仮説を設定し、実践を行う

発展科目

教育実践研究Ⅲ

- 実践の省察を行い、仮説の修正をしたり改善策を考えたりすると共に新たな課題を見つけるという研究的な手法を用いて課題解決のサイクルを繰り返す

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,協力校担当教員)

形成した仮説を基にした実践力

1
年
次
後
期

実習ⅡB（仮説形成）

- 発見した課題の解決のための仮説を形成し、実践を行う

教育実践研究Ⅱ

- 仮説の形成と省察

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導(指導教員,協力校担当教員)

研究課題の把握

1
年
次
前
期

実習ⅠB-1（課題把握）

実習ⅠB-2（課題把握）

- 事実の収集と分析の仕方+教育実践

教育実践研究法（教育実践研究Ⅰ）

- 事実の収集の仕方+課題の把握の仕方
- 研究課題の発見

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導(協力校担当教員,実習部会教員,ミドルリーダー養成コース院生)

特別支援教育実践コース

青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員を養成

自律的発展力

省察力

課題探究力

協働力

2月「学習成果報告書」「教育実践研究発表会」での成果発表

2
年
次
後
期

特支実習ⅣB（課題解決検証）

- 自ら設定した課題解決のために実践する

発展科目

特支教育実践研究Ⅳ

- 研究成果をまとめる

自学自習／相互啓発

個別指導（指導教員、実習部会教員）

2
年
次
前
期

特支実習ⅢB（課題解決研究）

- 自ら発見した課題の解決のための仮説を設定し、実践を行う

発展科目

特支教育実践研究Ⅲ

- 実践の省察を行い、仮説の修正をしたり改善策を考えたりすると共に新たな課題を見つけるという研究的な手法を用いて課題解決のサイクルを繰り返す

自学自習／相互啓発

個別指導（指導教員、協力校担当教員）

形成した仮説を基にした実践力

1
年
次
後
期

特支実習ⅡB（仮説形成）

- 発見した課題の解決のための仮説を形成し、実践を行う

特支教育実践研究Ⅱ

- 仮説の形成と省察

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導（指導教員、協力校担当教員）

研究課題の把握

1
年
次
前
期

特支実習ⅠB-1（課題把握）

特支実習ⅠB-2（課題把握）

- 事実の収集と分析の仕方+教育実践

特支教育実践研究法（特支教育実践研究Ⅰ）

- 事実の収集の仕方+課題の把握の仕方
- 研究課題の発見

基礎科目

独自テーマ科目

発展科目

自学自習／相互啓発

個別指導（協力校担当教員、実習部会教員、ミドルリーダー養成コース院生）

専任教員が担当する学部・大学院の科目一覧

()は単位数

調書 番号	教員名	学部授業	大学院授業
1	福島 裕敏 (18)	西洋の子どもと学校史 (2) 教育の社会制度論Ⅲ (2) 道徳の歴史と方法 (初等) (2) 道徳の歴史と方法 (中等) (4) 教育科学演習 (2) 社会調査法 (2) 教育史特殊講義 (2) 教育史演習 (2)	担当なし
2	田名場 忍 (16)	人間教育論Ⅱ (2) 生徒指導・進路指導の理論と方法 (中等) (2) 心理学基礎実習 (2) 心理学課題実験 (2) 心理学演習 (6) 社会心理学 (2)	担当なし
3	吉中 淳 (20)	教職入門 (2) 人間教育論Ⅱ (2) インクルーシブ教育概論 (2) 生徒指導・進路指導の理論と方法 (初等) (2) カウンセリング基礎論 (中等) (4) 心理学概論Ⅰ (2) 心理学概論Ⅱ (2) 心理学基礎実習 (2) 心理学課題実験 (2)	担当なし
4	田中 完 (19)	健康教育概論 (2) 小児疾患 (2) 救急処置実習 (2) 臨床看護学演習 (1) 臨床実習 (2) 学校保健研究Ⅰ (2) 病理学 (2) 小児科学Ⅰ(小児保健を含む) (2) 小児科学Ⅱ(救急処置を含む) (2) 臨床医科学Ⅱ(救急・災害医学) (2)	担当なし
5	葛西 敦子 (16)	健康教育概論 (2) 学校看護学 (2) 学校看護学演習 (2) 学校看護学実習 (2) 救急処置実習 (2) 臨床看護学演習 (1) 臨床実習 (2) 学校保健研究Ⅰ (2) 母性保健 (1)	担当なし
6	杉原 かおり (11)	歌唱(合唱および日本の伝統的な歌唱を含む) (1) 独唱Ⅰ (1) 独唱Ⅱ (1) 独唱ⅢA (2) 独唱ⅢB (2) 独唱ⅢC (2) 独唱ⅢD (2)	担当なし
7	塚本 悦雄 (12)	小学校図画工作基礎 (1) 素描 (1) 彫刻基礎 (2) 彫刻Ⅰ (2) 彫刻Ⅱ (6)	担当なし

調書 番号	教員名	学部授業	大学院授業
8	櫻田 安志 (18)	環境教育概論 (2) 電気技術基礎 (2) 電気技術A (2) 電気技術B (2) 電気実習I (1) 電気実習II (1) 情報技術基礎 (2) 情報技術A (2) 情報技術B (2) 情報技術実習I (1) 情報技術実習II (1)	担当なし
9	Rausch Anthony Scott (16)	小学校英語演習 (2) コミュニケーションIA (2) コミュニケーションIB (2) コミュニケーションIIIA (2) コミュニケーションIIIB (2) 英語作文I (2) 英語作文II (2) 英語作文III (2)	担当なし
10	山本 逸郎 (17)	小学校理科基礎 (1) 小学校理科・家庭科実験 (1) 基礎物理学I (1) 基礎物理学II (2) 基礎物理学実験 (2) 物理学概論I (2) 物理学実験 (2) 物理学実験法 (2) 物理学I (2) 物理学II (2)	担当なし
11	武内 裕明 (8)	幼稚園教育基礎論I (2) 幼稚園教育方法論 (2) 幼児教育学 (2) 幼児教育学演習 (2)	担当なし
12	小瑤 史朗 (19)	小学校社会科教育法 (2) 社会科教育法 (2) 社会科授業論 (2) 社会科授業構成論I (2) 社会科授業構成論II (2) 小学校専門生活 (1) 日本史基礎演習 (2) 人文地理学基礎演習 (2) 社会科教育演習II(A) (2) 社会科教育演習III(A) (2)	担当なし
13	田中 義久 (13)	教職入門 (2) 数学科教育法 (2) 数学科授業論 (2) 数学科教材論 (2) 数学科教育方法論 (2) 小学校算数基礎 (1) 情報数学 (2)	担当なし
14	佐藤 崇之 (13)	環境教育概論 (2) 小学校理科教育法 (2) 理科教育法I (2) 理科教育法II (2) 理科教材方法論I (2) 理科教材方法論II (2) 小学校専門生活 (1)	担当なし

調書 番号	教員名	学部授業	大学院授業
15	高橋 俊哉 (18)	保健科教育法 (2) 保健体育科実践II (2) 小学校体育実技基礎 (1) 小学校体育講義 (2) 小学校体育実技 (1) スキー I・II (2) 柔道 I・II (2) 野外活動 I・II (2) コーチング特論 (2) 学校保健 (2)	担当なし
16	森本(安川) 洋介 (24)	子どもとカリキュラム(初等) (4) 子どもとカリキュラム(中等) (4) 道徳の歴史と方法(初等) (4) 道徳の歴史と方法(中等) (4) 教育方法論(中等) (2) 教育科学演習 (2) 教育方法特殊講義 (2) 教育方法演習 (2)	担当なし
17	桐村 豪文 (12)	人間教育論I (2) 教育の社会制度論II (2) 教育行財政 (2) 教育科学演習 (2) 現代教育政策論 (2) 学校経営法規演習 (2)	担当なし
18	野寄 茉莉 (12)	人間教育論II (2) 幼稚園教育課程論 (2) 幼稚園教育基礎論II (2) 幼児理解と教育相談 (2) 幼児心理学 (2) 幼児心理学演習 (2)	担当なし
19	原 郁水 (25)	健康教育概論 (2) 保健科教育概論 (2) 保健授業論 (2) 保健教材論 (2) 保健教育方法論 (2) 教育実習(中学校・保健実習) (4) 事前事後指導(中学校・保健) (1) 救急処置実習 (2) 学校保健(学校安全を含む) (2) 学校保健研究I (2) 保健指導論 (2) 学校安全特論 (2)	担当なし
20	鈴木(竜田) 愛理 (9)	小学校国語科教育法 (2) 国語科教育法 (2) 国語科授業論 (2) 小学校国語基礎(書写を含む) (1) 小学校国語講義 (2)	担当なし
21	益川 充治 (15)	保健体育科実践II (2) 小学校体育実技基礎 (1) 小学校体育講義 (2) 小学校体育実技 (1) 水泳 I・II (2) スキー I・II (2) 体育心理学 (2) 保健体育基礎実験I (1) コーチング特論 (2)	担当なし

調書 番号	教員名	学部授業	大学院授業
22	杉本(佐藤) 和那美 (15)	保健体育科実践I (2) 保健体育科実践II (2) 小学校体育実技基礎 (1) 小学校体育講義 (2) 小学校体育実技 (1) 陸上競技 I・II (2) スポーツ運動学 (2) 保健体育基礎実験II (1) コーチング特論 (2)	担当なし
23	小野 恭子 (7)	小学校家庭科教育法 (2) 家庭科教育法II (2) 小学校理科・家庭科実験 (1) 小学校家庭科基礎 (1) 食物学実験実習II (1)	担当なし
24	佐藤 剛 (7)	英語科授業論 (2) 英語科教材論 (2) 英語科教育方法論 (2) 小学校英語基礎 (1)	担当なし
25	吉崎 聡子 (8)	人間教育論II (2) 心理学基礎実習 (2) 心理学課題実験 (2) 教育心理学 (2)	担当なし
26	小林 央美 (4)	養護学概論 (2) 養護学演習I (2)	担当なし
27	中野 博之 (3)	小学校算数科教育法 (2) 小学校算数演習 (1)	担当なし
28	上野 秀人 (6)	子どもとカリキュラム(中等) (2) 体育科教育法 (2) バドミントン I・II (2)	担当なし
29	菊地 一文	担当なし	担当なし
30	中谷 保美 (2)	教職実践演習(発展演習・教諭) (2)	担当なし
31	敦川 真樹 (2)	教職実践演習(発展演習・教諭) (2)	担当なし
32	吉田(宮平) 美穂 (2)	インクルーシブ教育概論 (2)	担当なし
33	吉原 寛 (2)	教職実践演習(発展演習・教諭) (2)	担当なし
34	大瀬 幸治	担当なし	担当なし
35	土岐 賢悟	担当なし	担当なし
36	宮崎 充治 (11)	教職入門 (2) 教育方法論(初等) (2) 小学校専門生活 (1) 教育科学演習 (2) 教育社会学特殊講義 (2) 教育社会学演習 (2)	担当なし

調書 番号	教員名	学部授業	大学院授業
37	篠塚 明彦 (19)	小学校社会科教育法 (2) 社会科授業構成論I (2) 社会科授業構成論II (2) 地理歴史科教育法 (2) 公民科教育法 (2) 小学校専門生活 (1) 日本史基礎演習 (2) 人文地理学基礎演習 (2) 社会科教育演習I(A) (2) 社会科教育演習IV(A) (2)	担当なし
38	上之園 哲也 (12)	技術科教育法I (2) 技術科教育法II (2) 技術科教育法III (2) 技術科教育法IV (2) 工業科教育法I (2) 工業科教育法II (2)	担当なし
39	新谷 ますみ (23)	健康教育概論 (2) 教職入門 (2) 養護実習 (4) 事前事後指導(養護実習) (1) 学校教育支援実習(養護教諭) (2) 教職実践演習(養護教諭) (2) 養護学基礎実習 (1) 養護学演習II (2) 養護学実習 (1) 救急処置実習 (2) 学校保健研究I (2) 健康相談活動の理論と方法 (2)	担当なし
40	田中 拓郎 (9)	小学校国語科教育法 (2) 国語科教材論 (2) 国語科教育方法論 (2) 小学校国語基礎(書写を含む) (1) 小学校国語講義 (2)	担当なし
41	加賀 恵子 (7)	家庭科教育法I (2) 家庭科教育法III (2) 家庭科教育法IV (2) 食物学実験実習I (1)	担当なし
42	清水 稔 (18)	音楽科教育法III (2) 小学校音楽基礎 (1) 小学校音楽講義 (2) ソルフェージュIII A (1) ソルフェージュIII B (1) ソルフェージュIII C (1) ソルフェージュIII D (1) 指揮法 (1) 音楽理論I (2) 音楽理論II (2) 作曲法I(編曲法を含む) (2) 作曲法II (2)	担当なし

弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻実務家専任教員選考基準

(趣 旨)

第1条 弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻実務家専任教員の選考基準は、教育学部教員選考基準によるもののほかこの基準による。

(教授の選考基準)

第2条 教授となることができるのは、次の基準に該当する者とする。

1 教育研究上の業績

(1) 専門職大学院設置基準第5条第1項（以下「設置基準」という。）及び専門職大学院に関して必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示53号）第2条第1項（以下「文部科学省告示」という。）に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者

(2) 教職実践に資する理論や実践等の学術論文（著書を含む。以下「学術論文等」という。）が、原則として10編以上有する者

なお、都道府県教委副参事級以上、市町村教委課長級以上、教育事務所次長級以上、都道府県の小学校・中学校・高等学校等の各校長会会長等の職歴を有する者は学術論文の基準を5編以上とする。

(3) 前号の業績については、教職実践に資する研究成果等の活動実績報告をもって充てることができる。また、青森県との交流人事で派遣予定の者または過去に派遣された経歴を有する者については、教育における研究開発、教育における事業の企画・運営などの活動実績をもって前号の業績に充てることができる。

2 実務経験歴（管理職、指導主事、その他教育行政経験を含む。）

(1) 学校教育に関連する職務に関して概ね20年程度の経験を有していること。

(2) 担当授業科目の内容に関する専門分野での経験が概ね5年以上有していること。

(3) 前号の実務を離れてから概ね10年以内であること。

第3条 研究者教員として教授の資格を有する者で教授になることができる者は、次の基準に該当する者とする。

1 設置基準及び文部科学省告示に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者

2 実務経験歴（管理職、指導主事、その他教育行政経験を含む）として学校教育に関連する職務に関して概ね10年程度の経験を有し、実務を離れてから5～10年以内である者。なお、採用前の1年以内に、定常的に学校現場での活動実績を有する者、及び、教員研修会での講師の実績を有する者、または、教育実践への有効性を視点としてピアレビューによって評価された業績を有する者については、実務を離れて10年以上経過したとしても実務家教員の資格を有する者としてみなす。

第4条 研究者教員として准教授の資格を有する者で教授になることができる者は、次の基準に該当する者とする。

1 設置基準及び文部科学省告示に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者

2 教職実践に資する理論や実践等の学術論文等*が、原則として10編以上有する者

3 実務経験歴（管理職、指導主事、その他教育行政経験を含む）として学校教育に関連する職

務に関して概ね 5 年程度の経験を有し、実務を離れてから 5～10 年以内である者。なお、採用前の 1 年以内に、定常的に学校現場での活動実績を有する者、及び、教員研修会での講師の実績を有する者、または、教育実践への有効性を視点としてピアレビューによって評価された業績を有する者については、実務を離れて 10 年以上経過したとしても実務家教員の資格を有する者としてみなす。

(※「学術論文等」については美術に関する活動、音楽に関する活動を含むものとする)

(准教授の選考基準)

第 5 条 准教授となることのできる者は、次の基準に該当する者とする。

1 教育研究上の業績

- (1) 設置基準及び文部科学省告示に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 学術論文等が、原則として 5 編以上有する者
なお、学校教育現場での管理職等の職歴を有する者は学術論文の基準を 3 編以上とする。
- (3) 前号の業績等については、教職実践に資する研究成果等の活動実績報告をもって充てることができる。また、青森県との交流人事で派遣予定の者または過去に派遣された経歴を有する者については、教育における研究、教育における事業の企画・運営などの活動実績をもって前号の業績に充てることができる。

2 実務経験歴（管理職、指導主事、その他教育行政経験を含む。）

- (1) 学校教育に関連する職務に関して概ね 15 年程度の経験を有していること。
- (2) 担当授業科目の内容に関する専門分野での経験が概ね 5 年以上有していること。
- (3) 前号の実務を離れてから概ね 10 年以内であること。

第 6 条 研究者教員として准教授の資格を有する者で准教授になることができる者は、次の基準に該当する者とする。

- (1) 設置基準及び文部科学省告示に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 実務経験歴（管理職、指導主事、その他教育行政経験を含む）として学校教育に関連する職務に関して概ね 5 年程度の経験を有し、実務を離れてから 5～10 年以内である者。なお、採用前の 1 年以内に、定常的に学校現場での活動実績を有する者、及び、教員研修会での講師の実績を有する者、または、教育実践への有効性を視点としてピアレビューによって評価された業績を有する者については、実務を離れて 10 年以上経過したとしても実務家教員の資格を有する者としてみなす。

(その他)

第 7 条 この選考基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。

弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻研究者専任教員選考基準

平成 30 年 12 月 19 日
研究科委員会改正

(趣 旨)

第 1 条 弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻研究者専任教員の選考基準は、この基準による。

(教授の選考基準)

第 2 条 教授となることのできる者は、次の教育研究上の基準に該当する者とする。

- (1) 専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項（以下「設置基準」という。）に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 担当授業科目の内容に関する専門分野での学術論文（著書を含む。以下「学術論文等」という。）が、原則として 20 編以上有する者
ただし、20 年以上の小学校、中学校、高等学校等における教職経験（管理職、指導主事、その他教育行政経験を含むことができる。）（以下「教職経験等」という。）がある場合は、教職実践に資する研究成果等の活動実績報告をもって充てることができる。
- (3) 前号の業績のうち、査読制度のある全国的学会誌又はそれに相当する学術誌、刊行書等（以下「全国的学会誌等」という。）に掲載されたものが 5 編程度あること。
- (4) 前号の業績のうち、最近 5 年以内に発表したものが 1 編以上あること。

第 3 条 既に本学での研究者教員教授の資格を有する者は、教育に関する学術論文等が 1 編以上あること、または、現職教員研修ならびに教育実習や教職実践演習等での指導経験があること、のどちらかの実績を有すること。

(准教授の選考基準)

第 4 条 准教授となることのできる者は、次の教育研究上の基準に該当するものとする。

- (1) 設置基準に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 学術論文等が、原則として 10 編以上有する者
ただし、10 年以上の教職経験等がある場合は、教職実践に資する研究成果等の活動実績報告をもって充てることができる。
- (3) 前号の業績のうち、全国的学会誌等に掲載されたものが 2 編程度あること。
- (4) 前号の業績のうち、最近 5 年以内に発表したものが 1 編以上あること。

第 5 条 既に本学での研究者教員准教授の資格を有する者は、教育に関する学術論文等が 1 編以上あること、または、現職教員研修ならびに教育実習や教職実践演習等での指導経験があること、のどちらかの実績を有すること。

(講師の選考基準)

第 6 条 講師となることのできる者は、次の教育研究上の基準に該当するものとする。

- (1) 設置基準に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 学術論文等が、原則として 8 編以上有する者
ただし、10 年以上の教職経験等がある場合は、教職実践に資する研究成果等の活動実績報告をもって充てることができる。
- (3) 前号の業績のうち、全国的学会誌等に掲載されたものが 1 編程度あること。
- (4) 前号の業績のうち、最近 5 年以内に発表したものが 1 編以上あること。

第7条 既に本学での研究者教員講師の資格を有する者は、教育に関する学術論文等が1編以上あること、または、現職教員研修ならびに教育実習や教職実践演習等での指導経験があること、のどちらかの実績を有すること。

(助教の選考基準)

第8条 助教となることのできる者は、次の教育研究上の基準に該当するものとする。

- (1) 設置基準に該当し、教職実践に資する指導・教授等の実績や意欲がある者
- (2) 学術論文等が、原則として6編以上有する者
ただし、10年以上の教職経験等がある場合は、教職実践に資する研究成果等の活動実績報告をもって充てることができる。
- (3) 前号の業績のうち、全国的学会誌等に掲載されたものが1編程度あること。
- (4) 前号の業績のうち、最近5年以内に発表したものが1編以上あること。

第9条 既に本学での研究者教員助教の資格を有する者は、教育に関する学術論文等が1編以上あること、または、現職教員研修ならびに教育実習や教職実践演習等での指導経験があること、のどちらかの実績を有すること。

(その他)

第10条 この選考基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成29年4月1日より実施する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日より実施する。

○国立大学法人弘前大学職員就業規則 [抜粋]

(平成 16 年 4 月 1 日制定規則第 5 号)

第 6 節 退職

(自己都合退職)

第 20 条 職員が退職しようとするときは、あらかじめ退職を予定する日の 14 日前までに文書をもって願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があった場合、業務上特に支障のない限り、これを承認するものとする。
- 3 職員は、退職を願い出ても退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年退職)

第 21 条 職員は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する。

- 2 前項の定年は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる年齢とする。

(1) 大学教員 満 65 歳

(2) 第 24 条第 1 項の規定に基づき再雇用された者 満 65 歳

(3) 前 2 号以外の者 満 60 歳

(定年による退職の特例)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみて、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、1 年を超えない範囲で期限を定め、その職員を当該業務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- 2 前項の期限又はこの項の規定により更新された期限は、3 年を超えない範囲で更新することができるものとする。

(その他の退職)

第 23 条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 任期の定めがあるとき、その任期を満了した場合
- (2) 本学の学長、理事及び監事になったとき
- (3) 第 15 条第 1 項各号の規定により休職とした職員が、第 18 条各項に規定する休職の上限期間を満了したにもかかわらず復職できないとき
- (4) 死亡したとき

(高年齢者の再雇用)

第 24 条 第 21 条第 1 項又は第 22 条の規定により退職する職員(大学教員を除く。)で、引き続き雇用を希望する者については、国立大学法人弘前大学職員の再雇用に関する規程(平成 25 年規程第 23 号)により再雇用するものとする。ただし、第 23 条第 3 号又は第 27 条第 1 項及び第 2 項に規定する事由に該当する者については、この限りではない。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の再雇用に関して必要な事項は、別に定める。